平成２２年（フ）第１４７号
秋田市新屋松美ガ丘南町14番20号　コーポタカハシ205号
破産者　竹名　忠芳
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
福島市野田町字上高野１番地の９
破産者　高木　鉄夫
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４４８号
群馬県安中市高別当911番地８
破産者　高橋　幸子
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７８号
埼玉県比企郡ときがわ町大字馬場113番地２、旧住所埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀327番地23
破産者　露久保　清
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０９３号
横浜市南区南太田４丁目１番１―519号
破産者　豊田　勝美
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５０号
愛知県岡崎市康生町341番地７
破産者　西尾　里美
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９８６８号
大阪市住吉区苅田８―12―２―605、住民票上の住所大阪市住吉区杉本２丁目10番15号シャトー杉本パートⅡ203号
破産者　中西　昌義
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１９号
大阪市西区九条南２丁目10番18号202
破産者　大原　義雄
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４号
愛媛県伊予市尾崎43番地１
破産者　白石　孝広
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
長崎県長崎市西町９番５号　サンパール西町２―201、旧住所長崎県長崎市布巻町1171番地３　カトレア
破産者　福島　智雄
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２０号
熊本市新大江１丁目18番６号―702
破産者　寺田　明治
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３２号
佐賀県唐津市大良1155番地
破産者　山崎　宗隆
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１７３１号
名古屋市中川区八家町２丁目164番地の１Ｃｏｕｒｔ八家５Ａ号、開始決定時の住所名古屋市中川区松ノ木町２丁目22番地　ファミール松ノ木205号
破産者　大塚　　正
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２号
佐賀市金立町大字千布2933番地１　真島嘉壽馬方、前住所佐賀市富士町大字下熊川561番地
破産者　今泉　敏夫
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
宮城県気仙沼市赤岩牧沢１番地36
破産者　菅野　勝子
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第３７５号
金沢市大手町15番14号　アーバンハイム大手町502号室
破産者　中川　利勝
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８２９号
静岡県焼津市飯淵1205番地の１　レオパレスＪＡＤＥ大井川109
破産者　望月　松幸
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部